## 鈴鹿市告示第235号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定したので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

令和7年10月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 指定する道路の路線名及び区間

市道庄野羽山三丁目173号線 鈴鹿市庄野羽山三丁目にある三重県道54号

線との交点から同市国府町字石丸にある市道

汲川原橋石丸線との交点まで

2 指定する期日 令和7年10月27日